

# ビジネスマスター・プラス 事業活動総合保険改定のご案内

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。  
 2026年6月1日以降保険始期契約から、事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス」の商品改定を実施します。  
 主な内容を次のとおりご案内しますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 1. 料率改定の概要

近年の社会環境変化および保険金のお支払い状況を踏まえ、以下のユニットにおいて料率改定を実施します。

物損害 ユニット	物流業や一部の専門サービス業を除く業種について、保険料の引き上げを実施します。 ＊年間売上高が10億円を超える企業は保険料引き上げの対象外となります。 ＊現金盗難損害補償特約、冷凍損害補償特約、情報メディア等損害補償特約、臨時費用補償特約についても、主契約に合わせて保険料の引き上げを実施します。
賠償 ユニット	以下の業種コード（工事業）について、保険料の引き上げを実施します。 【業種コードAA】建築一式工事（木造建築工事） 【業種コードAD】とび・土工・コンクリート工事（とび工事）、工作物解体工事（建築物） 【業種コードED】とび・土工・コンクリート工事（土工工事）、工作物解体工事（土木工作物） ＊第三者医療費用補償特約、傷害見舞費用補償特約、身体の障害および財物の損壊発生時の工事遅延損害補償特約についても、主契約に合わせて保険料の引き上げを実施します。 ＊使用者賠償責任補償特約については、業種・売上高ごとに、保険料の引き上げ、または引き下げを実施します。 ＊雇用慣行賠償責任補償特約については、保険料の引き下げを実施します。
傷害ユニット	業種・売上高・補償区分・特約ごとに、保険料の引き上げ、または引き下げを実施します。

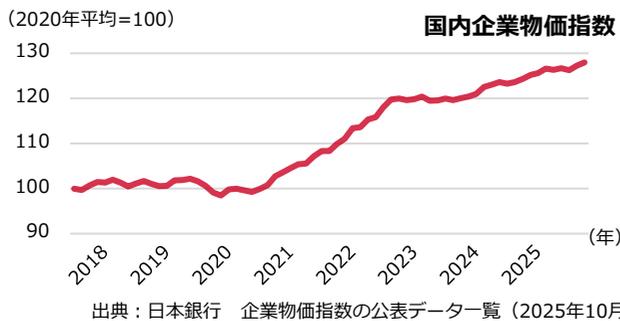
## 2. 料率改定の要因

### 1 修理費単価の上昇

物損害ユニット

賠償ユニット

近年、企業物価指数（企業間の流通段階における物品の価格変動を示す指標）や、最低賃金の上昇により、修理費単価（材料費と技術料）が上昇しています。物損害ユニットの損害額は主に修理費や再調達価額によって算出されるため、修理費単価の上昇は物損害ユニットの保険金支払いが増加する要因となっています。



また、建築資材の物価や、公共工事の労務単価（作業員1人が1日働く際にかかる人件費の目安）の上昇によっても、修理費単価が上昇しています（民間工事の労務単価は公共工事の労務単価を参考に設定されるため、同じく上昇していると考えられます）。賠償ユニットの財物損壊による損害賠償金は修理費等によって算出されるため、修理費単価の上昇は賠償ユニットの保険金支払いが増加する要因となっています。



## 2. 料率改定の要因（続き）

### 2 近年の自然災害の増加

物損害ユニット

近年、短時間で局地的に発生する集中豪雨や、進行が遅く長期間停滞する台風など、様々な様態の自然災害が増加しています。自然災害の増加は物損害ユニットの保険金支払が増加する要因となっています。なお、いずれの自然災害も従来の想定を超えた被害が特徴であり、今後も自然災害による保険金支払いが増えることが予想されます。

2024年8月 台風7号	関東甲信地方を中心に東日本から東北地方で大雨となった。
2024年8月 台風10号	東海・九州南部で平年8月降水量の2倍以上となった地点があり、累計支払保険金が500億円超に上った（2025年3月 日本損害保険協会）。
2025年8月 九州を中心とする大雨	熊本県や福岡県など平年8月降水量の3倍以上となった地点があった。
2025年9月 関東を中心とする大雨	静岡県や神奈川県で線状降水帯が発生し記録的な大雨となった。

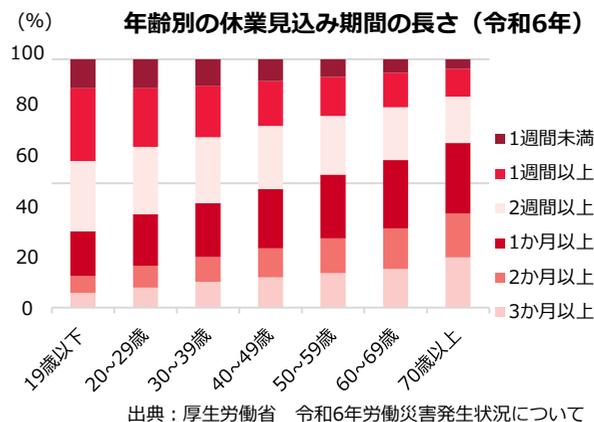
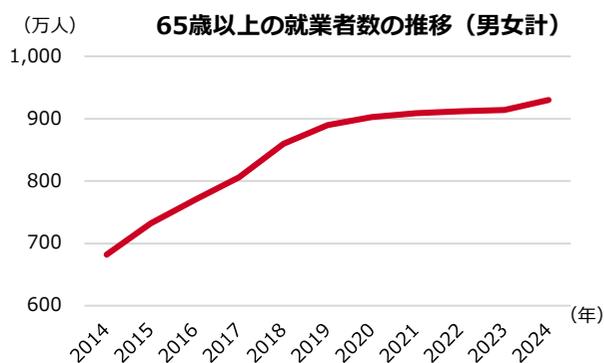
### 3 労働災害事故・高齢労働者の増加

傷害ユニット

休業4日以上（労基署に報告が必要とされる労働災害事故）の件数や、労働災害の発生頻度を表す度数率（労働災害による死傷者数÷延べ実労働時間×100万）の増加にみられるように、近年労働災害事故は増加しています。労働災害事故の増加は、傷害ユニットの保険金支払が増加する要因となっています。



また、日本の65歳以上の就業者数は、近年増加が続いており、2024年には930万人と過去最多となっています。高齢労働者は若年層に比べ治療期間が長期化する傾向にあるため、結果として、高齢労働者の増加は、傷害ユニットの保険金支払が増加する要因となっています。



出典：総務省 報道資料「統計トピックスNo.146 統計からみた我が国の高齢者」

### 3. その他の主な改定

#### 1 脳・心疾患等補償特約の自動セット

傷害ユニット

賠償ユニット

近年、従業員が業務に起因する脳・心疾患や精神障害により労災認定されるケースが増えています。これに伴い、会社が法的責任を問われ、損害賠償請求を受けるリスクも高まっています。このような状況を踏まえ、脳・心疾患や精神障害による労災リスクへの対応として、以下のご契約に「脳・心疾患等補償特約」を自動セットする改定を実施します。この改定により、これまで「脳・心疾患等補償特約」をセットしていなかったご契約に特約保険料が加算されます。

- ・ 傷害ユニットをセットしている全ての契約
- ・ 賠償ユニットに「使用者賠償責任補償特約」をセットしている全ての契約

#### 脳・心疾患等補償特約の概要

政府労災の給付が決定された「脳血管疾患」、「虚血性心疾患等」、「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」についても補償する特約です。

\* 補償対象者のうち、政府労災に加入している方（特別加入を含みます）が補償の対象となります。

#### 使用者賠償責任補償特約と脳・心疾患等補償特約の関係

「使用者賠償責任補償特約」は、従業員が業務中に被った傷害に対して会社（使用者）が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その賠償金を補償する特約です。脳・心疾患や精神障害に関する賠償金等は、この特約では補償の対象外です。「脳・心疾患等補償特約」をセットすることで、政府労災の給付が決定された脳・心疾患や精神障害に関する賠償金等についても補償が可能となります。

\* 業務災害または通勤災害を理由として政府労災の不支給が決定された場合であっても、会社が法律上の損害賠償責任を負担するときは保険金をお支払いします。

#### 2 PFAS（ピーファス）に起因する損害を免責化

賠償ユニット

近年、化学物質「PFAS」の使用制限・禁止の規制が国内外で進んでいる外部環境を踏まえ、PFASに起因してなされた損害賠償請求による損害、およびPFASに起因して各種費用を負担したことによる損害を補償対象外とします。なお、オプション特約についてもPFASに起因する損害を補償対象外とします。

#### PFASとは？

- 1950年代以降様々な製品に使用されている有機フッ素化合物の総称であり、体内に長期間蓄積されるため、近年の研究により、人体への影響が懸念されています。
- PFASに関する規制は欧米を中心に進んでおり、PFASの代表的な物質（PFOS・PFOAと呼ばれる物質）の製造・輸入の許可制に始まり、使用の禁止が強化され、日本においても同様の状況になることが想定されます。

#### 3 約款の明確化

賠償ユニット

「物流業務」の定義	レッカー・ロードサービス業務は、最新の日本標準産業分類では「運輸業（運輸に附帯するサービス業）」に分類されましたが、引き続きサービス業としてご契約いただくため、「物流業務」には含まない旨を約款に明記します。これにより、レッカー・ロードサービス業務には、物流業務固有の約款規定は適用されません。
「下請負人」の定義	物流業務における「下請負人」の定義を明確化します。現行の貨物自動車運送業務の下請負人に加え、倉庫業務、こん包業務および運送に附帯するサービス業務の下請負人も「下請負人」に含まれることを約款に明記します。
「受託貨物」の定義	物流業務における「受託貨物」の定義を拡大します。現行の輸送を寄託された財物や倉庫寄託約款等が適用される財物に加え、「こん包の対象として受託した財物」や、それら以外で物流業務の対象として預った財物（注）も「受託貨物」に含まれることを約款に明記します。これにより、これらの財物についても「受託貨物」として保険金額が適用されることを明確化します。  （注）業務のために賃借または貸与された財物は除きます。
「受託自動車」の定義	身体障害者用の車（身体障害者用車いすを含みます）は「受託自動車」から除かれることを約款に明記します。
美容行為に起因する損害	以下の美容行為に起因する損害が、補償対象外であることを明確化します。  美容行為：エステティック、垢すり、アロマセラピー、脱毛、アートメイキング、ピーリングまたはまつ毛パーマその他これらと類似の美容行為（注）  （注）理容師・美容師が行う理容・美容業務の遂行に起因する損害に対しては、保険金をお支払いします（現在から変更はありません）。  あわせて、ネイルケアやネイルアート等の爪への施術が美容行為に含まれず、補償の対象となることを約款に明記します。

### 3. その他の主な改定（続き）

#### 4 建設用工作車、構内専用車、受託車両等の無資格・酒気帯び・麻薬等運転の免責化 賠償ユニット

建設用工作車、構内専用車、受託自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等運転（麻薬・大麻・覚せい剤・あへん・シンナー・危険ドラッグ等の使用により正常な運転ができないおそれがある状態での運転）に起因する損害を補償対象外とします。

#### 5 他の保険契約等の有無およびその内容を確認できる書面の提出 賠償ユニット

建設用工作車または構内専用車の所有・使用・管理に起因する損害、またはリース・レンタルした受託自動車の損壊に起因する損害について保険金を請求される場合は、約款に基づき、他の保険契約（自動車保険契約等）の有無およびその内容を確認できる書面の提出をお願いする場合があります。この場合において保険金請求者には、損保ジャパンが求める書面の提出義務が発生しますので、ご協力をお願いします。

#### 6 質権設定契約の解約時の取扱いの明確化 工事物ユニット

工事物ユニット（工事の目的物補償特約）において保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、物損害ユニットと同様に質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければご契約を解約できないことを約款に明記します。

#### 7 保険金請求者の一本化 工事物ユニット

工事物ユニット（工事の目的物補償特約）において被保険者が複数いる場合、これまで各々の被保険者から保険金請求書を提出いただいていたましたが、記名被保険者が可能なかぎり他の被保険者の請求を取りまとめるうえ、ご請求いただく取扱いに変更します。

#### 8 「受託貨物」の定義の明確化 休業ユニット

休業ユニットの「対象物件」から除外される「受託貨物」の定義を明確化します。現行の「輸送を寄託された財物」および「倉庫寄託約款等が適用される財物」に加え、「梱包の対象として受託した財物」も「受託貨物」に含まれることを約款に明記します。

※このチラシは、特にご注意ください点などの概要を記載したものです。

詳細は、「普通保険約款および特約」、「パンフレット」、「重要事項等説明書」等をご確認ください。

●商品に関するお問い合わせ  
パソコン・スマートフォンから  
<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

（注）パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。



## 損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

〒279-0013 千葉県浦安市日の出6-2-B-302  
TEL 047-380-8742  
<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>

(SJ25-60008 2026.02.24)